選挙制度審議会

主管省及び庶務担当部局課　内閣府大臣官房企画調整課（主管省）、総務省自治行政局選挙部選挙課（庶務協力）

電話番号　(03)6257-1390（内閣府）、(03)5253-5567（総務省）

ホームページ　なし

根 拠 法 令　選挙制度審議会設置法第１条

設 置 年 月 日　昭和 36 年６月８日

所 掌 事 務

１．以下の事項に関し、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議すること

①　公の選挙及び投票の制度に関する重要事項

②　国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及び具体案の作成に関する事項（衆議院議員選挙区画定審議会の所掌に属するものを除く。）

③　政党その他の政治団体及び政治資金の制度に関する重要事項

④　選挙公明化運動の推進に関する重要事項

２．１の事項に関し、自ら調査審議して、内閣総理大臣に意見を申し出ること

分科会等＜分科会＞　なし

＜部　会＞　なし

委員＜定数＞　27 人以内（学識経験者）

うち常勤　なし

＜任期＞　２年

＜氏名＞　令和６年４月１日現在任命されていない。

諮問・答申事項等　なし